

公立豊岡病院組合

奨学金のご案内

(薬剤師奨学金貸与制度)

本制度は、但馬地域の医療を充実させる為に、公立豊岡病院組合で勤務する薬剤師の養成と確保を目的としたものです。

1. 対象者 : 下記要件を備えた者
 - (1) 薬剤師を養成する大学(以下、大学という)に在学する方または入学予定の方
 - (2) 上記の大学を卒業後、直ちに組合立病院で勤務する意思のある方
 - (3) 地方公務員法第 16 条各号に該当しない方(注) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
2. 連帯保証人 : 応募にあたっては連帯保証人が 2 名必要です。
3. 選考 : 申請書類と面接により決定
4. 修学資金貸与額
月額 5 万円 (年額 60 万円)
5. 貸与期間 : 正規の修学年限内(最長 6 年間)
6. 貸与の特例 : 申請者の事情により最長で入学年度の 4 月に遡って貸与を受けることができます。
7. 貸与の一時停止
長期欠席または休学した時は、奨学金の貸与を一時停止する事があります。

8. 修学資金の返還猶予

- (1) 被貸与者は大学を卒業後、病院組合職員採用試験及び薬剤師免許の国家試験に合格すると病院組合職員として採用され、勤務に従事している期間は奨学金の返還が猶予されます。
- (2) 大学を卒業後、薬剤師免許が取得できなかった場合は、免許取得まで卒業後1年間返還を猶予します。

9. 修学資金の返還免除

大学を卒業後、1年以内に薬剤師免許を取得し、直ちに組合立病院の薬剤師として勤務に就き、奨学金の貸与期間と同期間引き続き勤務した場合、修学資金の返還を免除します。

他団体等の奨学金返還額を合わせて貸与された方については、貸与額を元に返還免除に係る期間を算出します。

10. 修学資金の返還

- (1) 次の場合に修学資金の返還を求めます。

i 修学資金の貸与の決定が取り消された時

- ・ 修学資金貸与対象者の要件を失った時
- ・ 心身の故障のため修学の見込みが無くなった時
- ・ 学業の成績が不良であると認められる時
- ・ 修学資金の貸与を辞退した時
- ・ 死亡した時
- ・ 上記の他、修学資金を貸与することが不相当と認められる時

ii 病院組合が実施する採用試験に合格しなかった時

iii 養成施設の卒業後1年以内に免許を取得できなかった時

iv 免許の取得後直ちに組合立病院において業務に従事しなかった時

v 死亡、心身の故障で業務に従事できない時

※組合立病院の在職期間中で、業務に起因する場合は除く。

- (2) 返還免除の勤務年数に満たないで退職した場合は、貸与した奨学金の全額の返還を求めます。
- (3) 奨学金の返還は、返還すべき事由が生じた日の属する月の翌月から起算して3ヶ月以内に一括返金していただきます。管理者が特に必要と認めた時は、奨学金の返還を猶予し、又は返還すべき金額を分割納付できる場合があります。(死亡などの場合)

11. 延滞利息

正当な理由がなく、奨学金を返還すべき日までに、修学資金を返還しなかった場合は、奨学金を返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じて、返還すべき金額の年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払っていただきます。(※延滞利息は閏年の日を含む期間においても、365日当りの割合とします。)